



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 条例

- *94 和歌山県議会委員会条例の一部を改正する条例 (議会事務局)..... 1
- *95 和歌山県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 2

公布された条例のあらまし

◇和歌山県議会委員会条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方自治法の一部改正に伴い、特別委員の在任期間及び議員の常任委員会への所属義務について必要な事項を定めるとともに、規定の整備を行いました。(第3条及び第4条～第6条関係)

2 施行期日

地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行します。

◇和歌山県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方自治法の一部改正に伴い、交付目的を議員の調査研究その他の活動に資するためとし、名称を政務活動費に改めるとともに、政務活動費に充てることができる経費の範囲について定めました。(第1条～第14条、別表第1、別表第2及び別記様式関係)

2 施行期日

地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行します。

条 例

和歌山県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第94号

和歌山県議会委員会条例の一部を改正する条例

和歌山県議会委員会条例(昭和31年和歌山県条例第36号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「1年」を「、1年」に改め、同条第3項中「第5条第2項」を「第5条第3項」に改める。

第4条第2項中「特別委員会の委員」を「特別委員」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第 5 条第 5 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項を同条第 5 項とし、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

第 6 条第 2 項中「前条第 2 項」を「前条第 3 項」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第 1 条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

和歌山県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 12 月 28 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 9 5 号

和歌山県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県政務調査費の交付に関する条例（平成13年和歌山県条例第34号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

和歌山県政務活動費の交付に関する条例

第 1 条中「第 100 条第 14 項及び第 15 項」を「第 100 条第 14 項から第 16 項まで」に改め、「調査研究」の次に「その他の活動」を、「会派」の次に「（以下「会派」という。）」を加え、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第 10 条を削る。

第 9 条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第 1 項中「政務調査費」を「政務活動費」に、「第 7 条第 2 項第 2 号」を「第 8 条第 2 項第 2 号」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第 4 項中「政務調査費」を「政務活動費」に、「次条に規定する用途基準」を「第 2 条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲」に改め、同条を第 10 条とする。

第 8 条の見出し及び同条中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第 9 条とする。

第 7 条の見出し及び同条中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第 8 条とする。

第 6 条第 1 項中「政務調査費」を「政務活動費」に、「受けようとする」を「受ける」に改め、同条を第 7 条とする。

第 5 条第 1 項中「政務調査費の」を「政務活動費の」に、「政務調査費経理責任者」を「政務活動費経理責任者」に改め、同条を第 6 条とする。

第 4 条の見出し及び同条中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第 5 条とする。

第 3 条の見出し並びに同条第 1 項及び第 3 項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第 4 条とする。

第 2 条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、「以下「会派」という。」を削り、同条を第 3 条とし、第 1 条の次に次の 1 条を加える。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第2条 政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、会派にあつては別表第1に、議員にあつては別表第2に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

第11条第1項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条に次の1項を加える。

4 前3項の収支報告書を提出するときは、別に定めるところにより政務活動費の支出に係る領収書の写し又は支払証明書の写しを添付しなければならない。

第12条及び第13条を次のように改める。

(収支報告書の保存及び閲覧)

第12条 前条の規定により提出された収支報告書は、これを受理した議長において、提出すべき期日の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。

(透明性の確保)

第13条 議長は、収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

第14条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1 (第2条関係)

会派に交付する政務活動に要する経費

経 費	内 容
調査研究費	会派（所属議員を含む。以下同じ。）が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研 修 費	1 会派が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費
広聴広報費	会派が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
要請陳情等活動費	会派が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会 議 費	1 会派が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事 務 費	会派が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人 件 費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費

別表第 2 (第 2 条関係)

議員に交付する政務活動に要する経費

経 費	内 容
調査研究費	議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研 修 費	1 議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への議員及び議員の雇用する職員の参加に要する経費
広聴広報費	議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
要請陳情等活動費	議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会 議 費	1 議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事 務 所 費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事 務 費	議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人 件 費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

別記様式を次のように改める。

別記様式 (第11条関係)

(その1)

年 月 日

和歌山県議会議長 様

会 派 名

代表者名

印

政務活動費収支報告書

年 月 日付け和議会第 号で交付決定のあった政務活動費について、和歌山県政務活動費の交付に関する条例第11条第1項の規定により、年度政務活動費の収入及び支出を下記のとおり報告します。

記

1 収入

政務活動費 円

2 支出

(単位：円)

経 費	支 出 額	主たる支出の内訳
調査研究費		
研 修 費		
広聴広報費		
要請陳情等 活 動 費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費		
事 務 費		
人 件 費		
合 計		

3 残余 円

(その2)

年 月 日

和歌山県議会議長 様

氏 名 印

政務活動費収支報告書

年 月 日付け和議会第 号で交付決定のあった政務活動費について、和歌山県政務活動費の交付に関する条例第11条第1項の規定により、 年度政務活動費の収入及び支出を下記のとおり報告します。

記

1 収入

政務活動費 円

2 支出

(単位：円)

経 費	支 出 額	主たる支出の内訳
調査研究費		
研 修 費		
広聴広報費		
要請陳情等 活 動 費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費		
事 務 所 費		
事 務 費		
人 件 費		
合 計		

3 残余 円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の和歌山県政務活動費の交付に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に交付される政務活動費から適用し、施行日前にこの条例による改正前の和歌山県政務調査費の交付に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際、現に提出されている旧条例第5条の規定による会派の届出は、施行日において新条例第6条の規定により提出された会派の届出とみなす。